

## 第八号

### 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同表の三十の項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。